

給水停止事務手続規程の一部を改正する規程

給水停止事務手続規程（平成21年八丈町公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（給水停止の予告等）

第5条 給水停止対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告兼給水停止予告通知書（様式第2号）又は給水停止予告通知書（様式第3号）を発行するものとする。この場合において、島内転居者及び島外転居者については、水道料金の支払いについて（催告）（様式第2号の2）を発行する。

- （1）督促状に指定した納入期限を経過しても納入がないとき。
- （2）滞納が2月分以上のとき。
- （3）徴収上、時期を失すると徴収できないとき。
- （4）納入指導に従わないとき。
- （5）納入意思がないとき。
- （6）水道料金を3月未満滞納している者であっても、過去において給水停止の処分を受けたことがあり、悪質又は滞納常習者と判断される者
- （7）その他特に八丈町公営企業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるとき。

2 前項の給水停止予告書又は催告書に指定すべき納付期限は、その給水停止予告書又は催告書の発行の日の翌日から起算して7日を経過する日（その日が八丈町の休日に関する条例に規定する町の休日にあたる場合は、当該市町の休日の翌日）までとする。

3 前項の給水停止を執行する日は、催告兼給水停止予告通知書を送付する日の翌日から起算して20日以内の日とする。

第9条を次のように改める。

（給水停止の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、給水停止解除通知書（様式第9号）により給水停止を解除する。

- （1）滞納している水道料金等を完納したとき。
- （2）対象額の2分の1以上の納付があり、かつ、その残額について水道料金納付誓約書（様式第5号）の提出があったとき。この場合において、特別な事情があるときを除き、残額の分納期間は、1年を超えることができないものとする。
- （4）災害その他の理由により、対象額を納付することが困難であると認められるとき。

(5) その他特に管理者が必要と認めたとき。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

様式第2号の2(第5条関係)

年 月 日

水道料金の支払いについて(催告)

住所

氏名 殿

八丈町公営企業管理者

下記の水道料金等につきましては、未納となっておりますので、納入期限日までに納付されますよう通知します。

お客様番号

水栓所在地

単位：円

年月分	メーター料金	上水道料金	督促手数料	合計
年 月				
合計				

納入期限 年 月 日

1. この通知書の到着前に納入されている場合は、行き違いですのでご了承ください。
2. 支払期限までに郵便振替、現金書留または本状をご持参の上、八丈町各出張所、八丈町公営企業水道窓口にてお支払いください。

《郵便振替》 郵便振替口座 東京 00180-4-53166 八丈町役場

3. 納入通知書の再発行が必要な方は、お申出ください。
4. 本状についての照会、納付相談は下記にお問い合わせください。

八丈町企業課水道係 電話：04996-2-1128